

第2期八街市教育振興基本計画の概要

八街市総合計画2025

八街市教育大綱



(八街市)

(国・県)

教育基本法第17条第2項

策定

第2期八街市教育振興基本計画

参酌

教育振興基本計画

〈基本理念〉

次代を担う人々が、八街で生まれて育ったことを誇りとし、健やかに成長していくため、市民一人一人が教育に対する理解と関心を深め、学校・家庭・地域が連携し、望ましい教育環境をつくる。

〈基本方針〉

基本方針1 子どもの教育・健全育成の充実

5つの目標を定め、20の施策に取り組みます。

基本方針2 自ら学ぶ生涯教育・スポーツの推進

4つの目標を定め、16の施策に取り組みます。

基本方針3 市民文化の創造と継承

4つの目標を定め、14の施策に取り組みます。

基本方針4 豊かな心を育む交流の推進

3つの目標を定め、10の施策に取り組みます。

〈進行管理〉

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、毎年実施する「教育に関する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価」の中で本計画で示した施策や事業の進行管理を実施します。

基 本 方 針		目 標		施 策	重点 施策
基本 方針 Ⅰ	子どもの教育・健全育成の充実 子どもたちが健全に成長し、人間性豊かな心を育むために、八街の特色を活かした教育活動や学習環境の充実を図ります。また、学校・家庭・地域が連携した地域ぐるみの青少年健全育成に努めます。	目標Ⅰ－Ⅰ	「生きる力」の育成	◆幼小中高連携教育の推進 ◆教育DXの推進	★ 〈他2施策〉
		目標Ⅰ－Ⅱ	多様な教育的ニーズの把握と指導・支援の充実	◆不登校支援の充実 ◆特別支援教育の拡充と充実	★ 〈他2施策〉
		目標Ⅰ－Ⅲ	豊かな心の育成	◆いじめ防止対策及び発達支持的生徒指導の推進 ◆道徳教育の推進	★ 〈他2施策〉
		目標Ⅰ－Ⅳ	教育機会の拡充、教育施設の整備	◆学校教育施設整備の充実 ◆教育助成事業	★ 〈他2施策〉
		目標Ⅰ－Ⅴ	家庭教育力・地域教育力の向上	◆学校・家庭・地域の連携・協働の推進 ◆家庭教育支援の充実	★ 〈他2施策〉
基本 方針 Ⅱ	自ら学ぶ生涯教育・スポーツの推進 生涯学習社会の形成を目指し、さまざまな学習活動の支援と学習成果を活かすことのできる機会作りに努めます。また、スポーツ・レクリエーション活動に親しむ機会の拡充を図ります。	目標Ⅱ－Ⅰ	生涯学習支援体制の充実と関係団体への活動支援	◆多様な主体との連携・協働の推進 ◆社会教育人材の養成・活躍機会の充実	★ 〈他2施策〉
		目標Ⅱ－Ⅱ	多様なニーズに応じた学習機会の充実	◆図書館事業の充実 ◆中央公民館事業の充実	★ 〈他2施策〉
		目標Ⅱ－Ⅲ	スポーツ・スポーツレクリエーションの普及	◆スポーツ・スポーツレクリエーションの活動の推進 ◆社会体育関係団体への支援	★ 〈他2施策〉
		目標Ⅱ－Ⅳ	社会教育施設・社会体育施設の整備	◆中央公民館の整備 ◆図書館の整備	★ 〈他2施策〉
基本 方針 Ⅲ	市民文化の創造と継承 市民の芸術文化活動を支援し、発表や交流の場を拡充するとともに、八街の歴史文化遺産の保護・継承と活用に努めます。	目標Ⅲ－Ⅰ	文化芸術活動の推進	◆文化芸術活動の充実 ◆文化芸術の振興に向けた情報提供の充実	★ 〈他2施策〉
		目標Ⅲ－Ⅱ	歴史・文化の保護と継承の推進	◆指定文化財等の整備と適正な管理 ◆各種文化財調査の実施と調査成果の活用	★ 〈他2施策〉
		目標Ⅲ－Ⅲ	市史編さん事業の推進	◆『八街市史』（資料編・通史編）及び関連図書の刊行 ◆八街市史に関する史料整理と調査・研究	★ 他1施策
		目標Ⅲ－Ⅳ	市民の歴史・文化に対する意識高揚と協働事業の推進	◆学校教育及び市民等団体への歴史・文化に関する授業・講座支援 ◆教育委員会主催講座等の実施と拡充	★ 〈他1施策〉
基本 方針 Ⅳ	豊かな心を育む交流の推進 国際交流、地域間交流、世代間交流を推進し、広い視野を持つ人材の育成や人々が交流する場の提供に努めます。	目標Ⅳ－Ⅰ	国際交流の推進	◆国際交流団体との連携 ◆友好都市との交流推進	★ 〈他2施策〉
		目標Ⅳ－Ⅱ	文化間交流の推進	◆異文化理解による豊かな心の育成 ◆世代間交流による豊かな心の育成	★
		目標Ⅳ－Ⅲ	地域に根差したウェルビーイングの向上	◆学校のウェルビーイングの向上 ◆家庭のウェルビーイングの向上	★ 〈他2施策〉